

政治資金監査に関するQ&A（その9）

番号	ご質問	回答
政治資金監査に関すること		
97	複数の国会議員関係政治団体と同一の契約書により政治資金監査契約を締結することは差し支えないか。	差し支えありません。 ただし、政治資金監査報酬については、それぞれの団体において自らの政治資金監査に要した額を、会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります。
98	支出の目的が記載されていないため政治資金規正法上の領収書等に該当しない領収書について、政治資金監査において領収書の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性が取れていると判断した。このとき、領収書等亡失等一覧表に記載しないこととするには、その前提として会計責任者に領収書等亡失等一覧表に記載するよう求めることが必要か。	お尋ねの場合については、登録政治資金監査人の判断において記載しないこととして差し支えなく、その前提として当該支出を領収書等亡失等一覧表に記載するよう会計責任者に求めることは必要とされていません。 なお、政治資金規正法上の3事項を記載した領収書等が存在しない場合には、会計責任者等において領収書等の発行者に対し記載の追加や再発行を要請するなど、まずは3事項を記載した領収書等を備えるよう求めることとなります。
99	政治団体が、事務所の賃料について、各月ごとの領収書を徴する代わりに、判取帳（※）を作成し、各月ごとに支出の相手方から受領印を得ている。判取帳には、各月ごとに支出の相手方の氏名、支出の目的、金額及び年月日を記載しているが、この場合、当該判取帳は、政治資金規正法上の領収書等として認められるか。 ※ 判取帳（判取り帳）：金品の受け渡しの際にその授受のあかしとして証印を受ける帳面のこと。	支出の相手方から徴した書面と認められる場合、領収書等に該当しません。 なお、お尋ねの場合、当該賃料の受領者が受領した証として印を押したと認められる場合には、当該支出の相手方から徴した書面として取り扱って差し支えありません。

政治資金監査に関するQ&A（その9）

番号	ご質問	回答
政治資金監査に関すること		
100	収支報告書に併せて提出すべき領収書等の写しの提出方法について、1枚の紙に複数の領収書等の写しを複写し、提出することとしても差し支えないか。	差し支えありません。 なお、収支報告書に併せて提出すべき領収書等の写しについては、政治資金規正法施行規則第10条第1項の規定により、収支報告書の支出の項目ごとに分類して提出しなければならないこととされています。
101	領収書等に支出の目的、金額及び年月日の3事項の記載があれば、印紙税法上貼付が必要とされる収入印紙を備えていないものであっても、政治資金規正法上の領収書等として認められるか。	政治資金規正法上の領収書等とは「支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面」とされており、これらの事項が記載されていれば、政治資金規正法上の領収書等に該当します。 なお、収入印紙の貼付漏れを発見した場合には、会計責任者に対するヒアリングにおいて指摘することも想定されます。
102	政治資金監査報告書を作成するに当たっては、政治資金監査において確認した収支報告書の内容が明らかとなるように、その写しとともに冊子として綴じる等の措置を講じても差し支えないか。	政治資金監査報告書の様式及び作成方法は、政治資金規正法施行規則及び政治資金監査マニュアルで規定されており、政治資金監査報告書に綴じ込まれた収支報告書の写しは、政治資金監査報告書の一部を構成するものには該当しません。 したがって、お尋ねの措置を講じて提出されたとしても、当該綴じ込まれた収支報告書の写しは、総務大臣又は各都道府県選管において保存の対象とならず、閲覧又は写しの交付の対象にもなりません。